

広島県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和七年六月九日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
呉市首戸町渡子二丁目六〇番四地先から 呉市首戸町渡子二丁目五七番一地先まで	旧	九・六〇〇 〇・四〇	二〇・六〇		
	新	九・八〇〇 二・三〇	二〇・六〇	拡張	